

令和7年度 第3回静岡県消費者教育推進県域協議会 議事録

(県民生活課 小澤課長代理)

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。開会に先立ちまして、事務局からお願いがございます。

リモートで御参加いただいている方もいらっしゃいますので、会議中に発言される際は、最初にお名前をおっしゃっていただいておりますようお願いいたします。

本日の出席者につきましては、お手元に配付した出席者名簿のとおりです。会場に11名、リモートで8名御参加いただいております。リモートで御参加いただいている皆様におかれましては、発言されている時以外は、マイクをオフの状態にして、発言される時のみ、オンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、令和7年度第3回静岡県消費者教育推進県域協議会を開催いたします。

議事に先立ちまして、6月の第1回協議会で御確認いただきました静岡県消費者基本計画の総括評価の公表についての御報告です。総括評価につきましては、8月の審議会を経て、特に御意見等ございませんでしたので、3月末に公表を予定しております。なお、資料の一番後ろに、参考資料として公表予定資料を添付してございます。

ここからは、齋岡座長に進行をお願いしたいと思います。齋岡座長よろしく申し上げます。

(弁護士会 齋岡座長)

皆さんおはようございます。静岡県弁護士会の齋岡と申します。

早速入っていきたくと思います。ここから座らせていただきます。

先ほど事務局から報告がありましたとおり、いくつか報告がございますので、早速議題に入っていきたくと思います。それぞれの議事ごとに質疑の時間を設けておりますので、構成員の皆様にはいつもどおり様々な御意見を頂戴できればと考えております。それではどうぞよろしくお願いいたします。

まず議題1つ目になりますけれども、令和7年度消費者教育推進のための取組実績について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(県民生活課 高橋主任)

資料1-1を御覧ください。成年年齢引下げ後の消費生活相談の状況についてです。

令和7年4月から令和8年1月までの18歳から19歳の消費生活相談件数は、146件であり、昨年同時期と比べて7件増加しました。

1人あたりの平均既支払額は、12万2千円であり、昨年同時期の13万9千円と比べて1万7千円減少しました。既支払額の回答があった相談のうち、約9割は10万円未満となっていますが、脱毛等のエステに関する相談等で10万円を超えるものがありました。

販売購入形態別では通信販売が最も多く、約6割を占めており、次いで店舗購入となっています。通信販売のトラブルでは、「お試し価格の商品を購入したが、2回目が届き、高額な定期コースの契約になっていた」といった意図しない定期購入のトラブル、「SNSの広告から注文した商品が届いたが、実物は広告とは全く異なるものだった」といったトラブルなどがあります。

被害の内容を見ると、「他の健康食品」が最も多くなっており、ダイエット等のサプリメントの意図しない定期購入に関するトラブルの相談が寄せられています。その次の「商品一般」はクレジットカードの利用明細等に身に覚えのない請求があるといった相談、「脱毛エステ」は通っているサロンが倒産し、未施術分の返金を求めているが返してもらえないといった相談があります。「他の健康食品」、「脱毛エステ」に加え、「化粧クリーム」「洗顔クリーム」についても相談が寄せられており、引き続き美容に関する相談が多い状況です。

既支払額は減少したものの、相談件数は若干増えておりますので、引き続き出前講座等により、若年層に特有の消費者被害について注意喚起を行ってまいります。

資料1-2を御覧ください。令和7年度消費者教育推進のための取組実績についてです。

消費者基本計画の大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」の中に、「持続可能な暮らしの実現に向けた県民意識の醸成」、「ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進」、「消費者教育の担い手となる人材の養成」の3つの柱があり、各柱に対応する取組の全体像を記載しています。

この中から、令和7年度に新たに実施した取組である「勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発事業」と、そのほかの主な取組を中心に、次の資料から説明させていただきます。

こちらの資料にしか載せていないものと、次のページの(2)(3)、新社会人向けの出前講座や小中学生向けのSDGsとエシカル消費に関する出前講座で活用できるパワーポイントを作成しました。特に、新社会人向けの講座については近年周知に力を入れており、実施回数も少しずつですが増えていきますので、今後の講座で活用できたらと思います。

(6) 情報誌やホームページ等による情報発信の一番上、外国人向けリーフレット作成については、相談窓口を案内するチラシを作成し、県民生活センターのほか、教育委員会の皆様にも御協力いただき、学校への配布等も行いました。

(6)の一番下、消費者被害防止のためのWEB広告配信については、令和4年度に制作した「ちょっと待った！やばみちゃん」及び令和6年度に制作した「ちょっと待った！やばみちゃんファミリー」の動画を、長期休暇や年末年始の消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高い8月と1月に広告配信しました。

また、(7)のとおり、静岡県消費者団体連盟様へ委託し、地域消費者生活講座も実施しました。

資料1-3を御覧ください。消費者教育出前講座についてです。

2(1)の表が令和7年度実績見込みとなります。合計284回で、昨年度よりは減少しましたが、消費者基本計画の指標の目標値260回は達成できる見込みです。昨年度に比べ回数

が減少したのは、主に高校生消費者教育出前講座となりますが、講座募集時に行ったアンケートによると、自校で実施するという学校が増えており、生徒への消費者教育の機会は確保されていると考えております。当課としては、出前講座の他、教員向けの研修等にも力を入れることで、引き続き学校への支援を行っていきたいと思います。

また、高齢者向けの講座は昨年度に続き、81回と多くの回数を実施できており、基本計画の目標値60回を達成できる見込みです。

次のページは、高校生出前講座の実施校数の実績です。令和7年度は95校で、昨年度よりも減少する見込みです。要因としては先ほど申し上げたとおりと考えております。

資料1-4を御覧ください。シニア向けデジタル活用出前講座についてです。近年、社会の急速なデジタル化に伴い、スマートフォン等のデジタル機器を活用した消費活動が急速に浸透してきました。最近では、スマートフォンを用いたメッセージアプリ等を使用する高齢者が増えている一方で、それらを十分に活用できない人も多く、ネットサービスを介した消費者トラブルの被害も増加しております。

こうした「デジタル格差の解消」に対応するため、県では、令和5年度、高齢者等に対して、インターネット上の消費者トラブル等を教える専門の講師を養成し、令和6年度からは、養成した講師を、「シニア向けデジタル活用出前講座」として、県内各地域で実施する出前講座に派遣しています。

講座の対象者としては、スマホはある程度使うことができ、使用する上でトラブルに遭わないための知識を身に付けたい高齢者、また見守る立場の方も対象としています。内容としては、デジタル機器やサービスの使用時に気を付けたいことや、インターネット上の消費者トラブル事例とその対処方法、そしてスクリーンショットの撮り方などのスマホ実技も行っております。

今年度は11件、合計155名の方に受講いただける見込みです。申込者の種別としては、消費者団体が1件、高齢者施設が1件、市役所の包括支援関係などが5件、シルバー人材センターが3件、シニアクラブが1件です。

インターネットを介した消費者トラブルは依然として多いため、来年度の実施に向けて、引き続き積極的に講座の周知をしていきます。

(県民生活課 林主任)

続きまして、資料1-5を御覧ください。勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発事業について御説明いたします。

デジタル社会においては、生活が便利になる一方で、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高まっており、これまで県において啓発に力を入れてきた若者や高齢者だけではなく、30代から60代のいわゆる勤労世代においても、消費者被害が増加しております。

そこで、今年度は、靈感商法を含めた悪質商法に関する被害を防止するための啓発動画を作成し、12月の消費者被害防止月間にあわせて、交通広告やWeb広告を掲出することで、

勤労世代の消費者被害の未然防止を図る事業を実施いたしました。

本事業の内容は、2に記載のとおり、大きく分けて3つとなります。1つ目は動画やポスターの作成、2つ目は交通広告、ビジョン広告といった、勤労世代が通勤や買い物の際に目にする場所への広告掲出、3つ目は余暇時間等に目に付くよう、YouTube などへのWEB 広告の掲出です。交通広告、ビジョン広告、WEB 広告の掲出先は表に記載のとおりとなっております。

次のページを御覧ください。制作した啓発動画の概要を記載しております。今回、動画の制作にあたりましては、麩岡座長に監修いただきました。ありがとうございました。

制作した動画は一覧表にあります3つとなります。いずれの動画も、1つのテーマに対して、15秒のコンパクトな内容とした15秒編と、事例の内容まで取り上げた60秒程度の事例編を制作しております。1つ目は「SNSで誘われる悪質商法」ということで、投資トラブルについて取り上げております。2つ目は「不安につけこむ靈感商法」ということで、無料占いのトラブルについて取り上げております。3つ目は「不安をあおる点検商法」ということで、点検商法のトラブルについて取り上げております。点検商法については、高齢者の被害が多いことから、勤労世代の親世代に伝えてもらいたい、ということで、このあと動画も御覧いただけますが、「親御さんにも伝えてあげてほしい」というメッセージを込めております。

表の中に記載の数字は、YouTubeでの再生回数となっております。いずれの動画も、15秒編は16万回以上、事例編は6万回以上再生されております。

こちらの動画につきましては、契約の都合上、令和10年11月末日まで使用が可能となっておりますので、使用可能期間中は、本動画を活用して次年度以降も勤労世代への啓発を進めてまいります。

それでは、制作した動画を流させていただきますので、画面を御覧ください。オンライン参加の方は、音量に御注意ください。

(動画を視聴)

動画は以上となります。こちらの動画につきましては、県の公式YouTubeに掲載しております。資料に記載の二次元コードから視聴が可能ですので、またお時間があるとき等に御覧いただけますと幸いです。

(県民生活課 高橋主任)

続きまして、資料1-6を御覧ください。教員向け消費者教育の実践に関する研修についてです。

学校における消費者教育の取組を支援するため、教員向けの研修を行っています。2(1)県民生活課主催の消費者教育実践講座では、家庭科教員向けにこどもに多いインターネッ

ト上の消費者トラブルや授業に活用できる実践的な消費者教育の指導方法について扱い、27名に受講いただきました。

また、こどもに多いインターネット上の消費者トラブルについては、生徒指導を担当する先生などにも消費者トラブルについて学んでいただけるよう、家庭科教員以外の方も対象に募集し、12名の方に受講いただきました。

なお、昨年度に引き続き、教育政策課との連携講座としており、募集や受講決定等、教育政策課とも連携して講座の運営を行ないました。また、9月からは、教育委員会が管理する研修管理システム等でも録画配信をしており、講座当日に受講が出来なかった教員も、都合がいいタイミングでいつでも研修を受けることが可能となっており、令和8年2月25日時点で、家庭科教員向けは8名、全教員向けは60名に視聴していただいております。

総合教育センターの研修としては、昨年度に引き続き、消費者教育に関わる内容として、情報モラル教育実践研修が実施されました。

資料1-7を御覧ください。消費者教育講師のフォローアップについてです。

県では、消費者教育出前講座の担い手として、消費者教育講師を養成しており、例年、消費者教育講師や県・市町の消費生活相談員等、消費者教育出前講座を行う者を対象に、効果的な消費者教育出前講座の実施に向けて、講師のスキルアップを図るためのフォローアップ研修を実施しています。

今年度は、知識編として、オンデマンド配信により、年代別の最新の消費者被害や消費者心理、キャッシュレス決済について講座を実施し、全3回を通じて245名が参加しました。また、次のページになりますが、実践編として、県内東部・中部・西部の3箇所で開催型の研修を実施し、全会場合わせて66名が参加しました。消費者教育講師に限らず、市町の相談員や行政職員等、消費者教育出前講座を実施する職員も一緒に意見交換することで、様々な出前講座での工夫等をお互いに知ることができ、有意義な研修となりました。

資料1-8を御覧ください。エシカル消費推進事業についてです。

県では、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」達成の手段で、人や社会、環境に配慮した消費であるエシカル消費を推進するための普及啓発を行っています。

今年度はマークイズ静岡において、12月20日（土）、21日（日）の2日間、「プラス・エシカルマルシェ」を開催しました。

2日合わせて県内13事業者が出展し、フェアトレード商品や障害のある方が作った商品、環境に優しい商品などのエシカルな商品の販売やエコバッグ作り、端材を使った工作などのワークショップを実施しました。

その他、会場では、エシカル消費に関するクイズを実施し、参加者にはフェアトレードコーヒーのドリップバッグをプレゼントしたり、買い回り施策として商品購入者を対象にフェアトレード商品が当たる抽選会なども実施し、21日には県内事業者や大学教員によるトークイベントも行いました。

また、11月には、事業者向けにエシカル消費に対する理解を醸成するためのオンラインセミナーも開催し、県内事業者にそれぞれのエシカル消費につながる取組等を紹介いただきました。

その他、昨年度に引き続き、未来の消費行動を担う小中学生を対象とした「SDGsとエシカル消費に関する出前講座」を、希望のあった県内8校で実施しました。

引き続きエシカル消費の認知度向上に向けて、啓発に取り組んでいきたいと思っております。事務局からは以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、かなり広くありましたが、何か質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

小楠先生お願いします。

(司法書士 小楠先生)

私からは資料1-1、1-5、1-7の関係で感想と、それから意見を述べさせていただきます。

まず資料1-1の関係ですが、このような統計を取っていただけて本当にありがとうございます。引き続き、この統計を続けていただけたらと思っておりますし、私の主観が入っていますが、西部の消費者行政推進連携協議会に先月参加したときに、実際の高校の家庭科の先生が発言されていたのですが、高校生の、特にスマートフォンを使った通信販売のトラブルが高校の先生の感想ではとても多いというような発言をされていました。

こういう若い年代の方が消費生活センターにアクセスするというのがもしかしたら少ないのかもしれませんが、若い世代の方がこういうセンターにアクセスする、しない、しないとしたらなぜしないのか、そんなところまで、もし来年度以降アプローチができるようだったら、そうしたところも調べていただいたり教えていただけるととてもありがたいなというふうに思いました。それが資料1-1の関係です。

それから資料1-5の関係ですが、鷹岡座長ありがとうございました。こんな才能があるとは本当にすごいと思います。お忙しい中、ありがとうございました。こういう動画をたくさん見ていただくということでも注意喚起として効果があると思いますので、引き続き、こうしたものを、新しいものばかりだと大変かもしれませんが、継続していただきたいと思います。ありがとうございました。

それから、最後資料の1-7の関係で、出前講座の件数のところとも関わるのかもしれませんが、人材バンクに登録されている消費者教育講師の皆さんがどのくらい実際に出前講座に講師として行っているのかという数値がわからなかったもので、次年度以降、バンクに登録されている講師がこれだけ行きましたよという、その数値をここに載せていただける

と、とてもありがたいというふうに思いました。

以上、私からは大まかに言うと3点です。ありがとうございました。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。最初の資料1-1に関しては、若い方がセンターにアクセスしない原因等を調査してほしいという話、それは多分来年以降になると思いますが、最後の1-7について、人材バンクの登録者が何件くらい行かれているのかという資料があればということでしたが、その辺はどうですか。

(県民生活課 高橋主任)

小楠先生、御意見ありがとうございました。

本日の資料には載せていなかったのですが、口頭でお伝えさせていただくと、消費者教育出前講座の令和7年度年間実施見込み284回のうち、消費者教育講師の方に行っていたものが217回で、かなり多くの回数行っていただいております。それ以外は、消費生活相談員の方や県民生活センターの職員が出前講座の講師を務めております。

来年度以降は、協議会の資料にも、講師派遣実績がわかるような形でまとめさせていただきますと思います。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。他に何か御質問等ございますでしょうか。

先ほど一寸待太の関係で小楠先生から過剰なお褒めの言葉をいただいたのですが、動画はほとんど委託先が作っております、私は色々意見を言っただけですので、そこまで買いかぶらなくても。

(常葉大学 星野先生)

星野と申します。よろしくお願いたします。

資料1-5の中にある交通広告やビジョン広告などについて、通勤通学の途中で目にすることができて、非常に良いアイデアだと思いました。誰でも通りすがりに見るということが続けることで、多少なりとも頭に残り、役立つことがあるのではないかと思います。

それ以外の情報の発信、動画、出前講座など色々行ってとても良いと思いますが、気になることがあります。まず一つ目は、講座や授業の一環で動画の視聴をした際、振り返りや効果をはかる必要があると思いますが、そのあたりの現状について教えてください。

二つ目は、講座や授業でのビデオ視聴などの前と後で、受講者の意識の変化があったかなど、気になりました。また、定着度合だけでなく、さらに実生活で役立ったかなどの効果についてもある程度把握することも大事だと思うので、何らかの形で調べて結果を示していただけるとよいと思いました。

私は今年度初めて出前講座の講師をやらせていただきました。講座後に振り返りを一応行うのですが、その後どうなったかというのが気になっていたところ、12月に講座を行った中学校の先生から、3月に入って連絡があり、生徒たちが普段の生活で応援消費など心がけるようになったとか、多少影響があることを報告してくれましたので、少しは効果があったのかなと思いホッとしました。講座をやって終わりではなく、その後どうだったのかというのがわかると、今後に生かせるのではないかと思います。

感想や要望になってしまいましたが、以上のことについてどのように考えられているのか、事務局から御回答いただければ幸いです。よろしくをお願いします。

(弁護士会 鷹岡座長)

今の広告や出前講座の検証ということで、毎回出ている話ではあると思うんですけども、どういう感じになっているかわかれば御回答いただけますでしょうか。

(県民生活課 高橋主任)

御意見ありがとうございます。

令和6年度から、消費者教育出前講座をやらせていただいたところで、御協力いただける範囲で、アンケートをやらせていただいている、受講者と申込者、それぞれ回答していただいております。

アンケートの結果を見ると、わかりやすかったとか、これからはトラブルに遭ったら188に電話したいと思ったというような感想をいただいております。

ただ、やはりどれくらい定着しているかというのを測るのはなかなか難しいと感じているところであり、継続的に講座を受けてくださった方にアンケートを取ることができたらと思うのですが、なかなか難しいところもありますので、その辺りは今後の課題として検討していきたいと思っています。以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。また思いついたことがありましたら、適宜お願いいたします。

続きまして議題の2つ目、令和8年度消費者教育推進のための取組予定について、事務局の方からお願いいたします。

(県民生活課 高橋主任)

資料2-1を御覧ください。令和8年度消費者教育推進のための取組予定についてです。

第2次消費者基本計画の大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」の中にある4つの柱に対応する取組の全体像となります。この中で、8年度の主な取組を中心に御説明させていただきます。3 令和8年度予定を御覧ください。

1 番目の柱の(1)エシカル消費の推進については、エシカル消費の認知度向上を目指し、引き続きマルシェの開催を考えております。また、小中学生向けの出前講座も実施予定です。

2 番目の柱の(1)出前講座等の実施については、引き続き学校や企業、高齢者向けの講座を実施予定です。高校生消費者教育出前講座については、成年年齢引下げから数年経ったこと等により、運用を一部変更しますが、引き続き原則全ての高等学校、特別支援学校へ講座の周知は行っております。(2) 出前講座で活用できる教材の制作は特別支援学校向けの教材を制作する予定です。(3) 勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発の実施については、「一寸待太」や「やばみちゃん」の動画等を WEB 広告にて配信予定です。(4) 消費者被害防止キャンペーン等の実施については、消費者月間や消費者被害防止月間を活用し、注意喚起や啓発のための街頭キャンペーン等を実施します。(5) 情報誌やポータルサイト等による情報発信は、消費者被害防止啓発等のためのリーフレット、多言語の外国人向けリーフレットの制作の他、県内で件数が増加している被害等については、随時、県の SNS 等を活用して、注意喚起を行ってまいります。

3 番目の柱の消費者教育の担い手の資質向上については、(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施は、今年度に引き続き、教育委員会と連携して教員向け消費者教育実践講座を実施する他、次のページにチラシを付けておりますが、靄岡座長にも御協力いただき、教員向け消費者教育メールマガジンを開始する予定です。メールマガジンでは、こどもに多い消費者トラブル事例や教材の紹介等を配信したいと考えております。(2) 消費者教育講師フォローアップ研修については、今年度に引き続き、録画配信と集合研修の両方を実施予定です。

4 番目の柱の社会の変化に応じた消費者教育については、デジタル分野における消費者教育として、引き続きシニア向けデジタル活用出前講座を実施します。

(弁護士会 靄岡座長)

ありがとうございました。

続きまして議題の3つ目に入っていきたいと思っております。県民生活センター等からの報告ということになっておりますので、東部県民生活センターから中部、西部、賀茂の順に説明をお願いしたいと思います。

まず最初に東部県民生活センター渡邊班長お願いいたします。

(東部県民生活センター 渡邊班長)

それでは、東部県民生活センターの取組状況から説明させていただきます。資料3-1を御覧ください。

まず1番目のところですが、令和7年度の消費者教育出前講座実施状況についてです。

最初は高校生消費者教育出前講座についてで、内容は高等学校分、特別支援学校分及び保

護者分の3つに分かれておりますが、この高校生の受講者数は、通信制高校の2校において3回実施しまして、51人の参加を含む合計3,627人の参加をいただきました。

通信制高校は最近増えておりまして、東部県民生活センターは民間の建物の中にありますけれども、この同じ建物に通信制高校が2校ありまして、こちらに営業等をかけまして、出前講座の受講をいただいております。

なお令和6年度の出前講座の実施状況はここに記載されておられませんけれども、比較しますと、前年度と比べて、令和7年度は回数、受講者数とも、減少しておりました。

次に、一般の消費者教育出前講座についてです。一般の消費者教育出前講座も、令和6年度の講座の実施状況と比較しますと、こちらも合計で、回数、受講者数とも減少しておりました。

なお、今年度は東部県民生活センターで9月を新たに「エシカルライフ月間」ということで銘打ちまして、沼津市の放課後児童クラブを運営している事業者に働きかけをしまして、夏休み中の児童を対象に、エシカル消費出前講座の実施を提案したところ、6クラブから申し込みがあり、小学生を対象に、エシカル消費出前講座を9回実施して、265人の受講をいただき、エシカル消費への理解を深めていただきました。

次に2番目のところ です。令和7年度キャンペーン等による啓発についてです。これも今説明したとおり、9月を「エシカルライフ月間」として創設し、東部県民生活センターが入居している建物の1階に「ギャラリープラザ」という展示スペースがあるんですけれども、その展示スペースで、エシカル消費に関するパネル展示、動画配信、エシカル商品の販売会、エシカル親子イベントを開催して、エシカル消費の周知に取り組みました。

また、この表の一番下にも、「エシカルライフ月間」ということが書いてありますけれども、沼津東高校新聞部とエシカル消費座談会を開催するとともに、静岡県大学出版会のSNSに投稿し、若者にエシカル消費を啓発しました。

最後に3番目、令和7年度第2回東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会についてです。東部管内の市町や弁護士、司法書士、消費者団体連盟東部支部、生活クラブ生活協同組合、NPO法人伊豆こどもミュージアム、静岡県静東教育事務所の参加を得まして、2月19日(木)に開催したところです。議題については3に記載してあるとおりですけれども、消費者教育に関する議題としましては、先ほど紹介のありました、勤労者向け消費者トラブル防止啓発動画「一寸待太」シリーズを市町でも活用していただくよう周知するとともに、教員向け消費者教育メールマガジンを案内するなど、市町と連携して取り組んでおります。東部県民生活センターからは以上です。

(弁護士会 齋岡座長)

ありがとうございました。

続きまして、中部県民生活センターの小川班長お願いいたします。

(中部県民生活センター 小川班長)

中部県民生活センターの小川と申します。よろしくお願ひいたします。資料3-2の内容に沿ひまして、中部県民生活センターの取組状況について御報告をいたします。

初めに、1 令和7年度第2回中部地域消費者行政推進連携協議会につきましては、中部管内の各市町、県消費者団体連盟中部支部の皆様の御参加を得まして、2月17日(火)に開催しております。議題につきましては、(4)の記載のとおりでございますけれども、消費者教育に関する議題といたしましては、本県の令和8年度の消費者教育推進の取組方針について説明がありました。内容につきましては先ほど県民生活課から説明があったとおりです。このほか、県が講師派遣する高校生向けの講座の高校への募集手続きを令和8年度から一部変更した旨の報告があったところでございます。

次に、2 消費者教育出前講座実施状況につきまして御報告いたします。

2月10日時点の実績数値を基に、表に整理しております。今年度は県中部地域の高校生、大学生、高齢者等6,143人に対し、消費者トラブル未然防止等をテーマに、計68回の講座を実施する見込みでございます。括弧書きの数字を併記しておりまして、そちらの数字が昨年度実績で、見比べていただきますと、講座の実施回数、受講者数ともに、昨年度から減少しておりますが、高齢者やその見守り者等を対象とした講座は、前年度並みの開催規模を維持しております。

当センターへの相談件数を分析いたしますと、70歳以上の方からの相談件数が伸びている傾向がございます。引き続き、県民生活課と連携しながら、高齢者の消費者教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度は、障害のある方の団体からの講座申込みも1件ございまして、対応させていただいたところです。実績の数字といたしましては、高齢者等、見守り者の欄の数字に含んでおります。申込みの受付の段階から、障害の特性に配慮した対応が必要で、対応した消費者教育講師の方も、障害特性に配慮したコミュニケーションを講座に取り入れていただくなど、柔軟に対応していただきまして、貴重な機会になったと認識しているところです。

最後に、3 令和7年度街頭キャンペーンということで、こちらは例年同じ内容で開催してございますが、(1)5月の消費者月間、(2)12月の本県が独自に定める消費者被害防止月間において、それぞれ9時半から20分程度、啓発グッズ等をお配りしながら、県民の皆様に消費者トラブル防止のための情報提供や相談窓口の利用などを呼びかける街頭キャンペーンを、JR静岡駅コンコースで実施しております。

当センターのキャンペーンの特色として、例年学生ボランティアの方に御参加いただいておりますが、12月が試験のタイミングと重なり、なかなか参加の調整がつかない、そのところをもう少し工夫してやりたいというところを課題だと思っております。当センターの報告は以上でございます。

(弁護士会 霧岡座長)

ありがとうございました。

続きまして西部県民生活センターの長葭班長お願いいたします。

(西部県民生活センター 長葭班長)

西部県民生活センター消費者行政班長の長葭と申します。資料3-3に基づき御説明させていただきます。

2月20日に、第2回西部地域消費者行政推進連携協議会を開催させていただきました。先ほど小楠先生からもお話があったとおり、各団体の皆様から御意見を活発にいただきまして、県民生活課も出席された中で、意見が県庁の方に伝わったかと思っております。

続きまして、出前講座の実施状況について、1月末現在ということで数字を出させていただきますけれども、今集計中ですが、3月につきましては、概ね前年並みの開催数を堅持できているものかと思えます。一般の消費者教育出前講座については若干多くなっているような状況です。シニア向けデジタル活用講座についても開催件数は前年並みの9件を予定しております。

続きまして街頭キャンペーンですけれども、5月の消費者月間、12月の消費者被害防止月間において、JR浜松駅周辺で、各団体に参加いただき、啓発グッズやリーフレットの配布、それから消費者庁からイヤヤンの着ぐるみを借り、あとは12月には浜松市の家康さんと一緒に開催したところ、大変皆様から好評を得たと感じております。

併せて、浜松総合庁舎にチラシを置くということで広報資料の配布に努めたところでございます。

24ページに参りまして、エシカルの啓発キャンペーンということで、今年度は磐田にございます県立農林環境専門職大学の学園祭「豊穰祭」に参加させていただきました。体験のイベント、エコバックの絵付け体験、それからパネル展の実施、それに伴い、西部県民生活センターで開設しておりますインスタグラムの啓発をして、イベントに参加していただいた方にInstagramの登録をしていただくというようなことをやらせていただきました。

併せて、イオンモールのデジタルサイネージにおいて、動画を公開しておりますけれども、これについても継続的に配信しておりますので、お越しになった際は御覧になっていただければと思います。

最後になりますけれども、就職フェアにおける啓発ということで、勤労者向けの講座の開拓ということで、高校生向けの就職フェアに参加し、参加している業者の方に講座のチラシをまいています。その結果、いくつかの会社の方からぜひ参加したいという申し込みもありましたので、一つ報告させていただきます。西部からは以上です。

(弁護士会 轟岡座長)

ありがとうございました。最後になりますが、賀茂広域消費生活センターの松久所長、お願いいたします。

(賀茂広域消費生活センター 松久所長)

賀茂広域消費生活センターの松久でございます。私からは資料3-4 賀茂広域消費生活センターの取組状況についてお話しいたします。

まず今年度の実績ですが、出前講座は3月の実施予定も含んで、12回、延べ614人と、昨年度より数の方は下がっています。今年度の特徴としては、特に高齢者の団体から出前講座の依頼が昨年より少なかったということがありましたが、その代わり、見守り者、高齢者に関わり合いのある団体から講座の依頼があったり、高校も講座をやっていたところからやってほしいという要請があったり、特に今年度は中学生から高校生といった若い年齢層の方に対して多く行うことができました。

続きまして2(2)の啓発になりますが、こちら5月の消費者月間、12月の消費者被害防止月間におきまして、当センターと賀茂地域の各市町の担当者、下田警察署と合同で街頭キャンペーンを実施いたしました。また、これ以外に年3回、消費者トラブル事例や対策を載せた啓発チラシを作り、市町で全戸回覧をしていただいたり、あとは毎月、下田市の下田ケーブルテレビに御協力いただき、啓発番組を放映しております。この他各市町からの要請に応じ広報紙に消費者被害の防止の記事を書いたりしております。

引き続き来年度もこのような取組を続けていきたいと考えております。以上です。

(弁護士会 霧岡座長)

ありがとうございました。ただいま事務局、県民生活センター等から御説明いただきましたけれども、教育委員会の方もいるので、教育委員会の皆様から、学校でどういう取組が行われているのかとか、特徴的な被害状況、こういうのが上がってきていますよというのがあれば、お話いただければと思います。

まず、教員向け研修の関係で言うと教育政策課の方から、何か特徴的な取組や県の説明に対して補足があればお願いします。

(教育政策課 中谷班長)

教育政策課です。当課では教員研修を所管しておりますので、先ほど御紹介があったように県民生活課と連携した教員向け研修の実施、それから県総合教育センターでの希望研修の実施、こちらは来年度も継続して実施していきます。ただし、各学校でどのような取組が行われているかというところについては把握しておりません。

少し脱線しますが、本県では教育振興基本計画というものを策定しております。ただいま改定をしておりますが、その中で、方向性としては「可能性を引き出し、社会を生き抜く力をこどもたちに育む」ということを掲げております。学校における消費者教育を通じて培われる資質能力というのは、まさに生きる力に直結するものという認識でおりますので、来年度以降も知事部局と連携しながら教員の資質能力の向上に取り組んでいくことを考えてお

ります。

(弁護士会 霧岡座長)

ありがとうございました。例えば実際に研修を受けられた先生から、こういった感想が出てますとか、そういうのはございますか。

(教育政策課 中谷班長)

研修は、総合教育センターの研修に限らず、研修の後には、先ほど振り返りというお話がありましたけれども、先生方の感想や要望を集めて分析した上で、次年度の研修の改善につなげております。ただし、具体的にどういう声があったかというところまでは把握しておりません。

(県民生活課 高橋主任)

教育政策課と連携して実施している教員向け消費者教育実践講座については、県民生活課の方でアンケートを取っております。

やはり授業に役立つ内容を教えていただけてよかったという感想が多く、特に今年度は、実際に授業で使えるようなワークショップを講師の方が行い、受講されている先生がそれを生徒になったつもりで受けていただいたりしたため、そのまま授業に取り入れていきたいといった感想をいただいております。

(弁護士会 霧岡座長)

ありがとうございます。今のお話を聞く限り、非常に連携がうまくいっているということで、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

続きまして義務教育課の方から何かございますでしょうか。

(義務教育課 青木教育主査)

義務教育課です。特に特徴的な取組ではないんですけども、児童生徒の消費者トラブルの低年齢化に伴って、主に家庭科の授業の中で消費者教育を進めているというところです。

教員向けの研修をやっていただいております、大変ありがたく思っております。今後も色々な消費者トラブルが増えていると思いますので、引き続き社会の状況に合わせて児童生徒に伝えていく必要があるというふうに考えております。

(弁護士会 霧岡座長)

ありがとうございました。

続きまして、高校教育課の方からお願いします。

(高校教育課 片井教育主幹)

高校教育課の片井と申します。先ほどのお話の中で、高校生の通信販売のトラブルがあるということ伺いました。ただ、本課の方にはそういった報告は上がってきてはいませんので、少し驚いています。

ただ、そういうトラブルがあるということですので、出前講座や教員向け研修等を活用させていただきながら、我々としても頑張っていきたいと思っております。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。続きまして特別支援教育課の方からお願いいたします。

(特別支援教育課 加茂教育主査)

特別支援教育課の加茂です。

当課も具体的な数や相談事例を持っていませんが、特別支援学校においては、出前講座の取組状況からもわかるように、消費者教育に対して非常にニーズがあると思っております。

特別支援学校では学習を生活とリンクさせて学んでいくことが特徴ですが、高等部の卒業後を考えると、やはり消費者教育は外せないという現場の思いがあるのかと思っております。

また、来年度の取組のところでは、特別支援学校用の教材と書いてあるので非常にありがたいと思っております。現場の状況として、ニーズはあれど授業としての具体的なイメージを持ってないところもあるかと思っておりますので、教材については作成されましたら周知・活用していきたいと思っております。作成にあたっては私たちの知見で協力できることがあれば、協力させていただければと思っております。以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。

今の特別支援学校向け消費者教育教材の制作というところなんですけれども、何か具体的な状況とか今の準備状況というのがあれば情報共有していただくと良いかと思っておりますが、何か今報告できるようなことはありますか。

(県民生活課 高橋主任)

事務局です。制作自体は委託をしようと思っております、その委託の内容案を考えている段階です。障害の特性を考慮し内容を考えていく必要があるかと思っておりますので、特別支援教育課の協力をいただきながら、良い教材ができるようにしていきたいと思っております。以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。続きまして社会教育課の方からお願いいたします。

(社会教育課 三ツ岡主事)

社会教育課です。社会教育課では消費者教育を銘打って何か啓発活動しているというわけではなく、スマホやネット利用のルール作りを家庭でしましょうという啓発をしている中の1つとして触れているというところにとどまっています。

今回のお話を聞いて思ったことが2つありまして、1つめが講座の減少についてというところで、社会教育課でも情報モラル講座というのをやっているんですけども、こちらもやはり実施回数が減少しております。

社会教育課の有識者会議があるんですけども、そこにおいては、やはりそういった情報モラル関係のところは文部科学省やこども家庭庁、その他と選択肢が増えているというところが原因ではないかと分析しているところです。

そのため、何かしらの形で子どもたちへの教育が行われているので、県の事業の実施回数が減ったイコール悪いことではないというふうに受け取っております。

もう1つが、消費者教育が浸透しているなど感じた点がありまして、県の社会教育課の方で、スマホルールアドバイザーという家庭のルール作り、スマホ利用のルール作りについて啓発をするボランティアさんを養成しているんですけども、この研修会の材料として、教育委員会事務局で働いている人たちの子どもたちに、スマホ利用についてトラブルはありましたかというアンケートを取ってみました。その中で1つあったのが、「こどもでもわかるような詐欺の広告を見た」という意見がありました。もちろん詐欺広告を流すようなセキュリティをしている動画サイトの運営側に問題があるとは思うんですけども、ここで思ったのが、こどもでもわかるということイコール消費者教育が浸透しているのかなと思えました。そのため、引き続きこういった事業を行っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

(弁護士会 霧岡座長)

ありがとうございました。この協議会ができてからもう10年近く経ちますが、やはりそこそこ浸透してきたというのは今聞いていて思いましたので、また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

話は戻ってしまうんですけども、やはり今、児童生徒のトラブルが低年齢化しているということで、今日は家庭科教育研究部の秋岡校長様がいらっしゃいますので、何か気付いていることやこういった取組をやっていますとか、こういったことをやっていきたいということがあれば教えていただきたいです。よろしくよろしくお願いいたします。

(静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部 秋岡校長)

御殿場市立高根小学校の秋岡と申します。

県の教育研究会の技術・家庭科教育研究部の代表として出席しています。県の方では、夏

季休業中に静教研という研究発表会が教科ごとありますが、家庭科部の「消費生活と環境」という分科会の中で、本年度発表された実践例を少し紹介したいと思います。

この静教研は8月6日の午後、夏休み中に行いました。結構このあたりが色々な研修会があるところになります。静岡市の中学校、中学3年生の事例ですが、7時間扱いの授業で題材を考えていて、その中で消費者教育推進員の方と連携した授業実践をやっており、それについて発表されていました。「賢い消費者とは何か」というのを考えさせる学習課題で、自分ごととして考えられるように消費者教育推進員の方と一緒に、題材展開を構想したそうです。

7時間中の第4時間目と、第7時に入っていたということですが、ゲストティーチャーとして、消費者教育推進員の方が入っていました。

成果としては、類似体験や外部講師の専門的なアドバイスによって、消費生活経験の乏しさが補われて、今後の消費生活において大切なことを具体的に考えられたことが挙げられていました。

構想段階から、消費生活推進員の方と連携・協働して、講師として授業に参加していただいたことで、問題解決的な学習過程が充実して、主体的に課題解決に向かうことができていたそうです。

一般的な出前講座の課題として挙げられているのが、教員自身がどんな目的で出前講座を実施するのか不明瞭なまま、担当の方にお任せしてしまうということです。ですので、今回の事例のように、題材の中における、ゲストティーチャー、出前講座の方の位置付けを十分検討して、確認した上で、その方と連携を図って実施していくことが理想的だと思います。

こどもの主体的な学びにも繋がりますし、授業者の授業力向上にも繋がっていて相互に効果が大きいと感じました。以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

非常に貴重な御報告ありがとうございました。今聞いてとても進んでるというふうに思いましたので、皆様方もいろんなところで参考にいただければというふうに思っております。

エシカルの話が結構出ていたと思うんですけども、生協連さんの方で結構エシカルの取組をいただいていますので、生協さんの取組等がありましたら御報告していただければと思います。

(生活協同組合連合会 清水常務理事)

静岡県の生協連でございます。エシカルの消費について、今年是一緒にやらせていただきましてありがとうございます。一緒にやることで改めて組合員にもエシカル消費の大切さとか、これから大切にしていかなければならないということを改めて考えるとともに、若い方がたくさんいらっしゃる場所で、マルシェを開催したということで、若い方にも役立つ機

会になったのではと思います。

先ほどの御報告の中で、東部の消費生活センターさんの方で、夏休みの児童クラブでエシカル消費についても出前講座をされたということで、夏休みにされたというのがとてもいいなと思って。実は今、児童クラブさんも、やはり夏がとても暑いと、外で遊んだりなかなかできないので、いろんな団体さんが講座とかをやってくれたり、そういうものを求めているところがありまして、そういうところでやると、こどもたちもしっかり見てくれます。生協連でも別の内容の講座なんかやったことがありまして、そのときに、とても反応がよくて、そういうタイミングみたいなものがとてもいいなというふうに思いまして、ぜひ他の地域でも実施していただけるとありがたいなというふうに思っております。

また、先生方向けの消費者教育の担い手の資質向上みたいなところで講座をされているというところなんですけども、やはり、こういう消費者教育の内容は、消費者被害のことからエシカル消費のことについて幅広い中で、それを先生方が学んでそれを生徒に伝えるというところで、本当に大きく伝えたいことは何かというところで、先ほども生きる力を育てるということをおっしゃっていただいたところなんですけども、本当にこどもたちは、こういう被害があるよとか、そういうことももちろんなんですけども、相談先があるということ強く知ってもらえれば、やはり若い子は自分の中で抱え込んでしまうということも多いと思っています。特に今、低年齢でそういう被害が多いというのが、やはり大人になかなか言い出せないとか、そういうところもあるのかなというふうに思いまして、やはり相談先があるよということをこどもに伝えてほしいなというふうに思いますので、ぜひそういうところも先生方の方に伝えていただければと思います。以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。児童クラブ、最近法人が結構入ってやっていて、いろんなところに連れて行くんですね。そういう中で今言ったようにエシカル消費とかをやるというのは非常に大きな意味があるかなというところと、それからそういったところにも働きかけみたいなものを、今もやってみたいですが、1つの契機になるかなと思います。ありがとうございました。

あとは、社会人向けの教育のところでは労福協の福田様、何かこういったものがありますよとかいかがでしょうか。

(労働者福祉協議会 福田専務理事)

本日はありがとうございました。

先ほど先生からお話がありました勤労世代への対応につきまして、本資料 18～19 ページに「令和 8 年度の取組予定」として記載させていただいております。

私どもの団体におきましても、県から御提供いただいている各種啓発チラシや動画等について、労働者団体へ案内し、周知を図っているところです。今後とも、こうした取組に積

極的に協力してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

その上で、1点確認とお願いがございます。令和7年度には、先ほど御覧いただいた「ちょっと待った」といった動画を制作していただき、主に12月のキャンペーン期間を中心に展開されたと認識しております。

これに加え、通常時におけるWeb広告やSNS等による情報発信も行っていただけるとのことですので、できるだけ途切れることなく、継続的に、さまざまな手法を用いて周知していただければありがたく存じます。

特に、Webを通じた投資詐欺等に巻き込まれるケースが非常に多くなっていると感じておりますので、その点を意識した取組を進めていただければ幸いです。

(弁護士会 鷹岡座長)

御意見ありがとうございました。

同じく社会人向けで、今度は経営者側というところで、日本青年会議所の大川様、何かこういった取り組みされてますよとか、今日の感想でも結構ですのでお願いできますでしょうか。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 大川会長)

我々としても、各大会とかあるので、ぜひ機会があれば、エシカル消費の方であるとか啓発の方で、タイアップさせていただければというふうに考えてます。

実績の方を見ると、昨年はなかなかの出演者を呼ばれているんですけど、46人しか視聴されてる方がいらっしやらなかったの、ちょっともったいないなと思いますので、ぜひお声掛けいただければというふうに思います。

また、私も長女が中学生になるんですけど、結構ばんばんスマホを使っているんですね。なので、出前講座、高校生だけじゃなくて、中学生とか早いうちからやっていただけるとよりいいんじゃないかなというふうに、思いました。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。

日本青年会議所さんも集客力非常にあると思います。そういったエシカル消費のイベントなどで、今後も御協力いただければというふうに考えております。

金融広報委員会の安田様、最近金融経済教育の話も出てきてるんですけども、何か最近件数がすごい増えたよとか、申し込みの件数が増えたというのはございますでしょうか。

(静岡県金融広報委員会 安田事務局長)

最近の傾向というわけではないですが、私ども金融広報委員会の全国組織としてJ-FLECという組織がまたあり、そこで色々な金融経済教育に対する方針なども示されてるんです

が、その中でも、県の方で8年度に重点的に取り組もうとしている特別支援学校向けの消費者教育みたいなところが、漏れがないように、あまねくこういう機会をちゃんと設けていかなきゃいけないということで、来年度課題として進めていくということでやっておりますので、ぜひ県の方とも何か協力ができることがあれば、していきたいなというふうに思っています。

そんな中でということなんですけれども、静岡県の特別支援学校はどういう構成になっているかというところもちよつと僕も詳細は存じ上げないので、あまり踏み込んでということでもないんですけど、特別支援学校に通所されている生徒さんの中でも、重度の方とか軽度の方とかおられると思うんですけども、特にその軽度のところの層と言うんですかね、あるいは障害者なのかどうなのかよくわからないボーダーのところというのが一番トラブルに巻き込まれやすいというところがあるのかなあというふうに思っています。

最近の金融経済情勢みたいなところで言うと、これも皆さん御案内のとおり、会社というのは障害者を一定程度雇用しなきゃいけないという「法定雇用率」というのがあって、それがだんだん引き上げられてきていて、今どこの会社もこの知的障害者の軽度のところを取りに行っているというところで、昔に比べるとすごく社会に出てやっっていかなければならないという人たちが増えています。

でも一方で、結構軽度の方とか、そういうボーダーの方は、本当一見すると健常者の人と違いがわからないので、だから騙されちゃうというところもあるし、騙すというところもあると思うので、やはりこここのところの層をきちっと手当していくというのは、実はとても大事で、なかなかあまりそこは言われてないんですけど、その層のところをしっかり手当していくところが大事なので、ぜひ県の御担当の方とか、あるいは実際の支援学校の先生の意見をよく聞きながらやっていただくと、とてもいい取組になるのかなというふうにも思いますので、よろしく願いますということと、我々としても協力できることがあればしていきたいなというふうに思っております。

(弁護士会 霧岡座長)

ありがとうございました。

小林顧問、最後に一言あれば。

(消費者団体連盟 小林顧問)

消費者団体連盟の小林です。

先ほどから県や県民生活センターの他、色々な機関で、時代に即した取組をなされていることに感心しております。

私どもも、県から委託を受けまして、出前講座をさせていただいておりますけれども、年々やはり高齢者が増えているというのと同時に、施設に入られる人が多くなっておりまして、高齢者の数も減っている。さらに小・中学生、高校生、だんだん数が減ってきていて、

行く場所が狭まってきているなという感じがしています。

それと長年やってきまして思うことは、啓発って非常に大事だなと。啓発を受けて、色々な事例を耳にしているのといないのでは、大変大きな違いがある。耳にしていれば、この間聞いたあの話だ、この間ニュースでやってたあの話だな、騙されないぞという気持ちになる。これは未遂に終わったのですが、去年の10月頃、実際に静岡で40代の女性が、やはり特殊詐欺で警察官を騙る人たち2～3人で次から次に攻められまして、振り込みに行く途中で、「金を振り込めは詐欺だ」という言葉を思い出し、これは詐欺だとすぐ警察に連絡して難を逃れた、というのがありました。

私も実際にありました事例を2～3分のコントにして、行く先々で会場の皆さんに役割を分担して演じていただいているのですが、事例の途中でやはりわからないことがあるものですから、仙台南警察署に問い合わせたり、下田警察署に問い合わせたり、県警に問い合わせたりしまして、何らかの裏を取ってシナリオを書かせていただいています。

実際に演じていただくことで、こういう手口なのか、これじゃあ引かかるわと思う、警察を騙って次から次へと脅されれば、やはりまいてしまうなというような現実もよくわかるというようなことで、啓発は非常に大事。

それから、皆さんから講座を受けて、どういう感じがしたかとか、あと、行く先々で、その地域であった事例を伺うようにしています。地域の掘り起こしというふうに考えているのですが、そういったものを皆さんに紹介しながら、出前講座を続けさせていただいております。

デジタル化について行けない高齢者が、私も含めまして多いです、騙されやすい状況というのは、本当に巧みな手口で騙してきますので、難しい時代だなと思っております。

でも、やはり騙される人が1人でも減るように頑張っていかなきゃなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(弁護士会 霧岡座長)

ありがとうございました。

一通り出席者の全員から御発言いただきましたので、これで質疑応答は終わりにしたいと思えます。

最後に事務局の方から、第2次静岡県消費者基本計画について御報告ありますので、お願いいたします。

(県民生活課 高橋主任)

第1回、第2回の協議会では、第2次静岡県消費者基本計画案に御意見をいただきありがとうございました。

計画は、12月のパブリックコメント等でいただいた御意見も踏まえ、3月末に公表予定です。計画の作成にあたり、貴重な御意見をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

ありがとうございました。

(弁護士会 蘆岡座長)

ありがとうございました。ちょうど時間も押してきましたので、本日はここまでにしたいと思います。進行を事務局にお戻しします。

(県民生活課 小澤課長代理)

蘆岡座長ありがとうございました。

最後にお知らせですが、本協議会の座長につきまして、来年度より蘆岡先生から星野先生に交代となります。蘆岡先生、星野先生、一言御挨拶をいただけますでしょうか。

(弁護士会 蘆岡座長)

蘆岡です。今年度で一応座長は終わりということなんですけれども、引き続き委員ではあり、いなくなってしまう訳ではございません。

座長という立場で皆さんから御意見を引き出すということを主眼にしてきまして、私も色々言いたいことがあったんですけれども、今後委員としてまた色々発言していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと先ほども話したんですけれども、協議会ができてから10年弱経つんですけれども、最初の方は何やってるかわからなかったところが、もう色々な報告が出てきて、その結果色々な団体との連携もできるようになってきていますので、こういった連携がどんどん広がっていくように私も力をつけていきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

拙い司会にお付き合いいただいてありがとうございました。

(常葉大学 星野先生)

御紹介いただいた星野です。蘆岡先生のように、手際よくやっていけるか不安もありますが、皆様に御協力いただきながら進めていければと思います。

今日は、秋岡先生のお話で、消費者教育推進員の方と学校との連携によってより充実した授業ができた話に感銘を受けました。大学の授業等で、蘆岡先生や小林さんに御出演いただいておりますが、さらに連携を深めていきたいと思っております。

また、先ほどの小林さんのお話で、講座の参加者に演じていただくことで自分事として考えてもらうといった話ができましたが、寸劇をされる際に脚本づくりから監督までこなしている上に、参加者がスムーズに演じられるよう工夫しているからこそできることだと思います。工夫の一つは、表面に登場人物の顔が描かれ、裏面にその台本が書かれたうちの活用です。このうちわで、参加者は一瞬で配役になりきることができ、さらに演じたことで消費者トラブルの当事者の状況を実感できるのです。よく考えられた取組で感服しております。

す。

これから、消費者教育推進のための基盤づくりを担う本協議会において、皆様と連携し合い実りある協議ができると嬉しいです。どうぞよろしくお願いいたします。

(県民生活課 小澤課長代理)

靄岡先生、星野先生、ありがとうございました。

最後に、県民生活課長の白鳥より一言御挨拶を申し上げます。

(県民生活課 白鳥課長)

県民生活課の白鳥です。

本日は靄岡先生、構成員の皆様、お忙しい中御参加いただきまして、また有益な意見をたくさんいただきましてありがとうございます。

当協議会でございますが、今年度は計画の策定年ということで、3回開催をさせていただきました。皆様の意見を踏まえまして、第2次静岡県消費者基本計画の案が出来上がりましたので、今後はこの新しい計画に沿って施策を推進していくということになります。

今お話がありましたとおり、当協議会の座長が靄岡先生から星野先生に交代となります。靄岡先生におかれましては長年にわたり座長を務めていただきまして、どうもありがとうございました。また、星野先生、来年度からよろしくお願いいたします。

先ほど靄岡先生からもお話がありましたが、靄岡先生におかれましては構成員の1人として、引き続き当協議会への御参画とお力添えをぜひよろしくお願いいたします。

消費者教育におきましては、生徒さん、一般の方、皆さんそうですけれども、伝えるということに、愚直に取り組み続けるということが大事だと考えておりますので、他の皆様におかれましても、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(県民生活課 小澤課長代理)

以上で令和7年度第3回静岡県消費者教育推進県域協議会を終了します。本日は御出席いただき誠にありがとうございました。

次回は令和8年9月の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。